

議第八十二号

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年六月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表備考第四号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の規定は、令和三年度の土地改良事業に係る分担金から適用する。

提 案 説 明

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。